

小児薬物療法認定薬剤師 認定期間の延長について

平成 26 年 4 月

「小児薬物療法認定薬剤師制度実施領」の「6」において、同要領に規定されていない事項であって、本認定制度の実施上必要な事項については、「研修認定薬剤師制度実施要領」を適用すると定められているが、本制度に係る「特別な事由による認定期間の延長」については以下のとおり運用する。

1. 認定期間の延長の対象となる事由

- (1) 休暇・休職を伴う下記事由（退職・辞職は以下（3））
 - ・妊娠・出産による産前産後休暇および育児休暇
 - ・病気療養
 - ・家族の介護
 - ・現勤務先からの海外赴任（配偶者等として渡航の場合も含む）
- (2) 休暇・休職を伴わない家族の介護
- (3) 退職・辞職による無職の状態

上記以外の事由は個々の判断とするが、業務多忙や勤務先環境（小児科がない、小児の患者がいないなど）は事由として認められない。

2. 考え方（図参照：日数等の算出は研修センターで行う）

- (1) 事由発生日から事由消滅日までの日数（事由日数＊）を算出
- (2) 上記日数以上で半月単位となる期間を算出
- (3) (2) で算出された期間分を当初認定期間から延長

* 事由日数の考え方

- ・産前産後休暇および育児休暇の場合：休暇期間
- ・病気療養：休職期間
- ・家族の介護：介護期間（休暇・休職を伴わない場合は最長1年）
- ・現勤務先からの海外赴任：休職期間
- ・退職・辞職：前職退職翌日から再就職日前日までの間（最長1年）

（注意）期間延長を申請して認められた場合、事由発生期間中に取得した単位は更新のための認定単位として認められない（計算されない）。

3. 認定期間の延長申請

事由消滅後、速やかに所定の様式（小児様式第3）および各々該当する下記証明書等を返信用封筒（宛名記載・切手貼付）と共に研修センター宛郵送にて申請すること。

- （1）休暇・休職を伴う下記事由の場合、所定の様式（小児様式第3）にある「勤務先上長による証明」を付すこと。
 - ・産前産後休暇・育児休暇
 - ・病気療養
 - ・家族の介護
 - ・現勤務先からの海外赴任
- （2）休暇・休職を伴わない「家族の介護」の場合、介護対象となった家族の続柄と介護内容を簡潔に記載した文書（様式は特に定めない）。
- （3）退職・辞職の場合、前職の就業最終日が記載された前職の在職証明と現職の就業開始日が記載された在職証明（いずれも原本）。

結果は当センターより文書にて連絡する。期間延長が認められた場合、新たな認定期間等を記載した「小児薬物療法認定薬剤師 認定期間延長承認書」を送付する。更新申請時には、必ずこの文書（原本）も添付すること。